

令和3年

第1回市議会定例会 議案第66号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和39年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

函館市立東小学校	函館市銭亀町339番地	を
函館市立石崎小学校	函館市石崎町438番地	

函館市立銭亀沢小学校	函館市銭亀町339番地	に、
------------	-------------	----

函館市立磨光小学校	函館市尾札部町1609番地1	を
函館市立臼尻小学校	函館市臼尻町595番地	
函館市立大船小学校	函館市大船町24番地	

函館市立南茅部小学校	函館市尾札部町1609番地1	に
------------	----------------	---

改める。

別表第2中

函館市立尾札部中学校	函館市尾札部町2023番地	を
函館市立臼尻中学校	函館市豊崎町205番地	

函館市立南茅部中学校	函館市安浦町366番地	に
------------	-------------	---

改める。

附 則

この条例中別表第1の改正規定は令和4年4月1日から、別表第2の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市立東小学校および函館市立石崎小学校を統合して函館市立銭亀沢小学校を設置し、函館市立磨光小学校、函館市立臼尻小学校および函館市立大船小学校を統合して函館市立南茅部小学校を設置し、ならびに函館市立尾札部中学校および函館市立臼尻中学校を統合して函館市立南茅部中学校を設置するため